

平成28年1月27日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成26年(ネ)第5662号 損害賠償請求控訴事件

(原審 横浜地方裁判所平成22年(ウ)第1668号)

平成27年11月18日口頭弁論終結

判 決



控 訴 人	柳 沼 英 夫
同訴訟代理人弁護士	高 橋 宏 宏
同	中 島 宏 治
同	高 橋 由 美
同	川 本 美 保

横浜市中区日本大通1

被 控 訴 人	神 奈 川 県
同 代 表 者 知 事	黒 岩 祐 治
同訴訟代理人弁護士	北 田 幸 三
同訴訟復代理人弁護士	島 崎 友 樹
同	武 藤 一 久
同	櫻 庭 史 子
同 指 定 代 理 人	改 田 晃 子
同	金 森 育 子
同	小 井 井 朗
同	井 村 孝 守
同	守 屋 誠 修
同	八 木 澤 篤
同	柳 田 篤 毅
同	皆 川 直 毅

同 北 島 芳 文
同 望 月 大 造
主 文

本件控訴を棄却する。

控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

(前注) 略称は、原判決の例による。

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、4634万0129円及びこれに対する平成16年10月18日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、県立高等学校の美術担当教諭であった控訴人が、勤務していた神奈川県立保土ヶ谷高等学校（本件高校）で行われた屋上防水補修工事において用いられた有害な揮発性有機化合物に長期間にわたり被曝し、シックビルディング症候群及び化学物質過敏症に罹患して通院治療を余儀なくされ、後遺障害が残存した等と主張して、被控訴人に対し、安全配慮義務違反の債務不履行に基づく損害賠償又は国家賠償法2条1項に基づく損害賠償として、4634万0129円及びこれに対する債務不履行に基づく損害賠償請求については弁済期（訴状送達の日翌日）である平成22年6月10日から、国家賠償法2条1項に基づく損害賠償請求については不法行為の日（被控訴人において最初に工事完了後の調査を怠ったと控訴人が主張する日）である平成16年10月18日から支払済みまで、民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

原審は、控訴人の請求を棄却した。これに対し、控訴人が控訴した。

前提事実及び争点とこれに対する当事者の主張は、次のように補正するほかは、原判決の事実及び理由の第2の1、2に記載のとおりであるから、これを引用する。

1 原判決5頁20行目の「及び公務災害」及び6頁10行目から12行目までを削除する。

2 原判決7頁5行目の「基準値」を「指針値」に改める。

3 原判決7頁22行目の「実態調査の結果」を削除する。

4 原判決10頁14行目の「やまさわ」の次に「メンタル」を加える。

5 原判決12頁8行目の末尾の次に「控訴人が音楽室及び書道室に滞在した時間及びその理由は、具体的には、別紙「控訴人の音楽室・書道室での暴露時間」とおりである。」を加える。

6 原判決19頁25行目の「事業者が」を「事業者は」に改め、25行目から26行目にかけての「その他作業場」を「その他の作業場」に改め、20頁1行目の「労働者の健康」の次に「・・・」を加え、2行目の「事業者が」を「事業者は」に改め、5行目の「地方公務員法は」の次に「、上記各規定の適用を除外してないから、被控訴人は、控訴人に対し」を加える。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の請求は理由がないものと判断する。その理由は、次のとおり補正するほかは、原判決の事実及び理由の第3に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決32頁17行目の「甲55」を「甲54, 55, 63, 72」に改め、18行目の「乙19, 28」の次に「, 38」を加える。

(2) 原判決38頁26行目の「1名」の次に「(合唱部員)」を加える。

(3) 原判決39頁7行目の次に行を改めて次のとおり加える。

「ト 公務災害の認定等

(ア) 本件高校の音楽科教諭の■■■■■は、平成16年10月には、音楽室や同準備室に入ると、軽い頭痛がする、ムカムカしてくる、気分が悪くなる、首のリンパが張るなどの症状を訴えるようになり、平成17年3月、化学物質過敏状態（シックスクール症候群由来）と診断されたが、平成18年5月には自己管理可能と診

断され、その後、この間の症状について公務災害と認定された。(甲54, 乙38, 弁論の全趣旨)

(イ) 本件高校の書道科非常勤講師の■■■■■は、平成16年11月中旬頃から、のどが痛い、気管支がゼコゼコいい、胸部の圧迫感がある、書道室に入ると5分くらいして頭痛や目の痛みがある、部屋を出ても30分から2時間くらい頭痛が続くといった症状を順次訴えるようになり、平成17年3月、化学物質過敏症と診断され、その後、公務災害と認定された。(乙38, 弁論の全趣旨)

(ロ) 本件高校では、上記のほか、家庭科教諭が化学物質過敏症と診断されたが、公務災害とは認定されなかった。また、英語科教諭が健康障害を訴えたことがあったが、診断名はつかなかった。(弁論の全趣旨)」

(4) 原判決40頁10行目の「異臭や」を「異臭を訴えたことや、」に改める。

(5) 原判決47頁10行目の「重心動揺計検査」を「重心動揺検査」に、20行目及び49頁4行目の各「副交感神経緊張型」をいずれも「副交感神経刺激型」に、それぞれ改める。

(6) 原判決48頁2行目の「併せて」を「合せて」に改める。

(7) 原判決48頁14行目から24行目までを次のとおり改める。

「(1) 化学物質過敏症ないしMCSは、症状が多岐にわたり、その概念自体も錯綜しているものであり、現在も研究が進められているが、病態、化学物質との因果関係、発生機序等について未解明な部分がなお多い状況にある(認定事実(5), (6))。

そして、平成8年に作成された本件診断基準においては、化学物質過敏症ないしMCSの症状は、いずれも他の多くの疾患等においても生じ得る非特異的なものであることから、その診断においては他の疾患が除外されることが大前提とされており、平成16年に刊行された報告書においても、MCSの症状を有するとされた患者の中に他の疾患が見過ごされている者が少なからず存在することが指摘された

(認定事実(6)イ, ウ)。こうしたことからすると、本件診断基準は、他の病態を除外し、化学物質を原因とするMCSのみを抽出する基準としては優れているとは言

い難いものといわざるを得ない。

将来の治療や生活管理といった医療上の目的のために行われる臨床診断と、相手方に対する請求権の有無を定めるために行う民事訴訟上の事実認定とはおのずと趣旨が異なるのであり、上記のような現状においては、控訴人の化学物質過敏症への罹患の有無を判断するに当たっては、本件診断基準への該当性をもって直ちに罹患の事実を認定することはできず、本件診断基準を踏まえつつも、症状の経過やVOCの被曝の状況その他の事情を総合し、罹患の事実が合理的疑いを抱かせない程度に明らかかどうかを判断すべきであって、これは、罹患の事実について医師の診断がなされていても同様というべきである。」

(8) 原判決49頁13行目及び52頁10行目の各「VOC」をいずれも削除する。

(9) 原判決49頁17行目から50頁13行目までを次のとおり改め、14行目行頭に「以上に対し、」を加える。

「もつとも、平成16年12月1日、本件高校の学校薬剤師が実施した簡易測定検査では、音楽室及びその天井内において高濃度のVOC（トルエン）が検出された。この検査はもとより誤差の大きい簡易検査である上、検査前に換気等の事前措置が実施されていなかったという問題があるものの（認定事実(3)カ）、正式な検査方法においても換気後に5時間以上密閉して検査を行うものとされていて、密閉時間の上限が定められていないことからすると（前提事実(7)ウ(ア)）、直ちに上記方法に反した検査であったとはいえないし、換気後に密閉して検査を実施していたとしてもこれと大きくは異なる測定結果が得られた可能性が高いと考えられる。また、換気をせずに行った測定により得られた結果も、そのような環境に人がいた場合の被曝量を示すものとして、意味があるものということができる。

しかるところ、証拠（甲63、72）によれば、この際にトルエンの濃度として $1200\mu\text{g}/\text{m}^3$ という値が計測されているが、これは実際にはエチルベンゼン及びキシレンも含んだ合計の濃度であり、それぞれの物質の特性及びその後実施さ

れた検査における実測値を勘案すると、トルエンの濃度は27.4～58.0 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、エチルベンゼンの濃度は962.1～1014.7 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、キシレンの濃度は797.2～971.6 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ と一応の推計をすることができる。これによれば、平成16年12月1日の時点において、音楽室のキシレンの濃度は指針値870 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (前提事実(7)イ)をある程度超えていた可能性があるものと認められる。

一般的にVOCの放散速度が速いこと、気温が高ければそれはさらに速まることは認められるが(弁論の全趣旨)、他方、前提事実(2)及び認定事実(3)コないしシによれば、本件におけるVOC放散経路は、本件防水工事で使用されたプライマーが屋上のコンクリートスラブに浸透し、屋外と異なり閉鎖的で換気されにくい天井裏の空間に放散され、さらに天井板に浸透し、直下の教室内に放散されるというものであったことが認められることからすると、VOCの放散量が工事直下の教室内の室内濃度に与える影響は、間接的・段階的であったといえるから、本件防水工事直後に室内濃度が最も高かったとまで推認することはできない。そうすると、VOC濃度が最も高かったのは、本件防水工事が開始されてから相当期間経過後から上記簡易測定検査が行われた平成16年12月の前後までの間と推認されるものの、その間の具体的数値とその変動の経緯については、同月1日時点での上記推計値がひとつの参考にはなるものの、詳細は不明といわざるを得ない。

そして、平成17年1月31日の測定ではVOC濃度は大きく低下し、同年4月28日の測定では再び高い値を示しているが(認定事実(3)ケ、ソ、ツ)、これは、時間の経過に伴うVOCの放散量の減少と気温の上下が相まって、VOCの放散量が増減したものと推認される。」

(10) 原判決51頁22行目の「並びに」を「,」に、24行目の「並びに」を「及び」に、それぞれ改める。

(11) 原判決52頁22行目から23行目にかけての「ホール及び廊下よりも低かったと推認するのが相当であり、その数値が」を「前記(7)のとおり、音楽室及び

書道室内のVOC濃度が高かった可能性が高い時期も含めていずれの時期においても、」に改める。

(12) 原判決53頁4行目の「基準値」を「指針値」に改める。

(13) 原判決53頁21行目の「室内空気質の」の次に「状態の」を加える。

(14) 原判決53頁23行目の「平成17年7月」から54頁4行目の「上回っていること」までを「平成17年2月15日、同年10月1日及び平成18年1月13日に実施された各測定においては、TVOCの数値が暫定目標値を超えて突出して高い地点があったが、これらの日も個別VOCの数値はいずれも指針値未満であって、全体としてTVOCの数値が個別VOCの数値と連動して上下している傾向が明瞭とはいえないこと」に改める。

(15) 原判決54頁22行目から55頁13行目までを次のとおり改める。

「平成16年12月1日頃には音楽室のキシレンの濃度が指針値を超えていた可能性があり(上記ア(7))、書道室についても同様と推認されるどころ、控訴人は音楽室及び書道室の清掃監督を担当していた。しかし、その頻度は音楽室が週に2日、書道室が週に1日で、1回当たりに要する時間は10分から15分にとどまり、同月2日には音楽室及び書道室が使用中止となり、それ以降は清掃も行われなくなった(認定事実(4)ア(ウ))。そして、高等学校の生徒の清掃に対する監督という仕事の性質上、その時間中、常時部屋を閉め切ってそこにとどまっていたとは考えにくいことからすれば、この作業によっても、控訴人が、密閉した部屋において測定されるような高濃度のVOCの暴露を、上記作業時間を通じて受けたものとは認められない。

また、控訴人は、VOC測定検査や、県対策委員会の視察や保護者見学会等にも立ち会ったことがあるところ(認定事実(4)イ(ウ))、VOC測定検査において指針値を超えるVOCが測定されたことがあったことからすれば、上記作業の中で控訴人もかかるVOCの暴露を受けた可能性があるとはいえるものの、その作業内容に照らせば、当該時間はごく短時間であったと認められる(控訴人自身、その陳述書

(甲45)において、平成16年12月1日の簡易測定検査(認定事実(3)カ)の際に、検査を実施した学校薬剤師に対し、危険なので検査中は室外に出た方がよい旨忠告したことがあると述べている。)

これに対し、控訴人は、上記作業のほか、校長、教頭、事務長、教育施設課、施行業者との交渉、要請、相談、打合せ、説明聴取、抗議行動、現場確認、対策の検討、学年会などを行った際に音楽室及び書道室に入っており、以上により両室に滞在した時間を合計すると、別紙のとおり、47.7時間にも及ぶと主張するが、かかる事実を認めるに足りる証拠はない。

さらに、平成17年4月23日以降の教材の移動(認定事実(4)ア(オ))についても同様であって、控訴人がその際に書道室内に立ち入った時間が長時間であったとは認めることができない。

以上によれば、控訴人が音楽室及び書道室において指針値を超えるVOCに被曝したことがあったとしても、その時間はごく短時間であり、全体としてVOCへの暴露は限定的なものであったと認められる。」

(16) 原判決55頁26行目の「、北棟3階ホールよりも低く」を削除する。

(17) 原判決56頁18行目の「やまさわクリニック」及び26行目の「山澤クリニック」をいずれも「やまさわメンタルクリニック」に改める。

(18) 原判決57頁9行目の「該当数には満たない」の次に「(控訴人は、上記体重減少は消化管異常であり副症状③(下痢・腹痛、便秘)に該当すると主張するが、そのように認めるに足りる証拠はない。)」を加える。

(19) 原判決57頁20行目から21行目にかけての「該当する。」を「該当するが、なお、陽性となり得る該当数には満たない。」に改め、21行目の「そして」から23行目末尾までを削除し、その次に行を改めて次のとおり加える。

「エ もっとも、宮田医師は、判断基準に規定する副症状のうち同一項目中に該当する症状が複数ある場合には、これらを別個に評価して項目数を計算すると説明するところ、控訴人の「動悸」、「血圧上昇」、「精神不安定」、「睡眠障害」の